

いつもご利用いただきありがとうございます。
カスタマーサクセス部です。

口管強（旧：か強診）の届け出について、
届出の一部条件の経過措置の期限がまもなく終了となります。
（経過措置期限 令和7年5月31日）

■下記事項に両方当てはまる場合、届け出の出し直しが必要となります。

- ①令和6年3月31日時点で「かかりつけ歯科強化型歯科診療所（か強診）」の届出を行っていた。
- ②令和6年6月の改正以降、口腔管理体制強化加算（口管強）の届出の出し直しを行っていない。

該当する医院様におかれましては、施設基準を満たしているかご確認の上、
お早めに再度厚生局様へ届け出をご提出ください。

また、カスタマーサポートの電話番号が記載されているシールに、QRコードを載せております。

スマートフォン等で読み込んでいただき、
検索バーに「算定した」と入力し、検索して下さい。

算定している処置の回数を確認する方法を画像付きで確認することが出来ます。

この機会に是非、ご確認お願い致します。